地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金 脱炭素先行地域づくり事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業
交付要件	〇脱炭素先行地域に選定されていること
	(一定の地域で民生部門の電力消費に伴う CO2 排出実施ゼロ達成 等)
対象事業	(1)CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)
	①再エネ設備整備(自家消費型、地域共生・地域裨益型)
	地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入
	(公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る)
	・再エネ発電設備:太陽光、風力、中小水力、バイオマス等
	·再工之熱利用設備/未利用熱利用設備:地中熱、温泉熱等
	②基盤インフラ整備
	地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入
	・自営線、熱導管
	·蓄電池、充放電設備
	・再工ネ由来水素関連設備
	・エネマネシステム 等
	③省CO2等設備整備
	地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入
	·ZEB·ZEH、断熱改修
	・ゼロカーボンドライブ(電動車、充放電設備等)
	・その他省CO2設備(高機能・高効率換気・空調、コジェネ等)
	(2)効果促進事業
	(1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層
	高めるソフト事業等
交付率	原則 2/3
	※①(太陽光発電設備除く)及び②について、財政力指数が全国平均(0.51)以下の地
	方公共団体は 3/4(高山市は、全国平均以上)。②③の一部は定額
上限額	50億円
	(1計画あたりの交付限度額の上限額)
事業期間	交付対象事業が実施される年度から概ね5年程度
	※脱炭素先行地域づくり事業は、最長で令和 12 年度(2030 年度)まで
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要
	(計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)
	○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む